

東日本大震災災害廃棄物の広域処理への今後の対応について

- 1 広域連合は、今回専門家会議で示された「考え方」に基づき、災害廃棄物の広域処理に協力していくこととする。
この場合、対象は可燃廃棄物を原則とする。
- 2 広域連合は、構成各府県に対し、「考え方」に沿って、各府県の実情に即して取り組むことを要請する。
各府県は、関係市町村の協力が得られるよう要請する。
- 3 広域連合は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に対し、大阪湾フェニックス処分場での具体的な受入方法・処分方法等を検討し、国の個別評価を前提に取り組むことを要請する。
 - ① 国の個別評価を受けるためのデータ等の整理
 - ② 跡地利用や漁業影響を考慮した受入方法・処分方法
 - ③ 放射性セシウムの監視方法（監視項目、監視場所、監視頻度）
- 4 広域連合は、構成府県の実施状況について、報告を受けることとする。